

六ツ美中部学区の地域内交通実証実験第4期運行計画（案）について

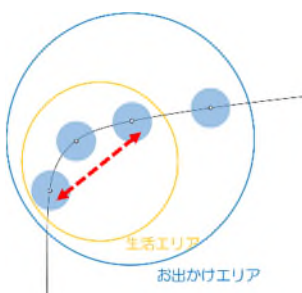
1 協議概要

(1)対象路線	チョイソコおかざき
(2)協議内容	移動ルールの変更による検証について（並行移動ルールの緩和）
(3)理由	令和4年6月限定で、既存バス停留所300m圏域内にあるチョイソコおかざきの停留所どうしの移動禁止ルールを緩和する検証を行った。 検証結果より、チョイソコおかざきの移動ルールの検討のためには、再度検証を行う必要があるため、令和5年2月から3月の2か月間の検証を行うものとする。
(4)変更予定日	令和5年1月1日（日）※令和5年3月31日（金）までの期間とする。 移動ルールについては、令和5年2月～3月を対象とする。
(5)検討経緯	6月 並行移動ルールの検証 8月26日 六ツ美中部学区エリアバス運営協議会にて次期計画について協議 10月5日 名鉄東部交通株式会社と協議 10月21日 岡崎市交通政策会議において協議（本日） 1月1日 運行開始予定

2 路線概要

(1)目的	六ツ美中部学区における「日常生活の移動手段の確保」及び「お出かけ機会の創出による健康増進」
(2)運行日	月、火、木、金、土曜日
(3)運行時間	9:00～16:00
(4)送迎対象	会員登録した者及びその同乗者
(5)会員条件	六ツ美中部小学校区在住者及び在勤、在学その他定期的に運行エリアへ来街される方で12歳（中学生）以上の者
(6)営業区域	・生活エリア ・お出かけエリア ※別紙図面（P7）参照
(7)運賃	生活エリア内の移動 : 1乗車 200円 お出かけエリアへの移動 : 1乗車 400円 回数券 : 200円券 12枚綴り 2,000円
(8)停留所	住宅地停留所 45箇所/公共施設停留所 10箇所/事業者停留所 39箇所
(9)移動ルール	停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス停留所300m圏域内どうしの移動は禁止とする。 ※令和5年2月から3月の2ヶ月間については、既存バス停留所300m圏域内同士の移動を可能とする。 お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。
(10)予約方法	電話予約（月、火、木、金）8:30～16:00 インターネット予約 24時間対応
(11)運行車両	特定大型車1台（10人乗りハイエースグランドキャビン）
(12)事業主体	岡崎市及び株式会社アイシン
(13)運行事業者	名鉄岡崎タクシー株式会社

3 計画変更の概要

運行計画	内 容				
移動ルール	○令和5年2月から3月の期間において既存バス停留所 300m 圏域内にあるチョイソコおかざきの停留所どうしの移動禁止ルールを緩和する。 <目的> ・2か月間の検証を行うことで、並行移動ルールの緩和により発生した新たな需要が恒常的なものかどうか検証を行う。 <検証事項> ・令和4年6月の検証と同様に、利用実績や聞き取り調査より輸送動態を把握し、既存交通への影響や輸送総量の変化等について検証を行う。 ・検証結果については、事業者と共有し、移動ルールについて検討を行うものとする。 <運行計画（案）>※詳細：資料2別冊③ P8, 9 （7）移動ルール <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更後</th><th>変更前</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td> 停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。 <u>※令和5年2月から3月の2ヶ月間については、既存バス停留所 300m 圏域内同士の移動を可能とする。</u> お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。 </td><td> 停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。 お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。 </td></tr> </tbody> </table> ▼令和5年2月から3月の期間で移動が可能になる停留所間移動ルールイメージ図 	変更後	変更前	停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。 <u>※令和5年2月から3月の2ヶ月間については、既存バス停留所 300m 圏域内同士の移動を可能とする。</u> お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。	停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。 お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。
変更後	変更前				
停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。 <u>※令和5年2月から3月の2ヶ月間については、既存バス停留所 300m 圏域内同士の移動を可能とする。</u> お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。	停留所間の移動のみ可能とする。 生活エリア内については原則全ての停留所間を移動可能とする。ただし、既存バス路線の停留所 300m 圏域内の停留所どうしの移動は禁止とする。 お出かけエリアについては生活エリアとお出かけエリアの相互移動のみ可能とする。 「福岡町」停留所の移動は坂左右町区域内の停留所との相互移動のみ可能とする。				